

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年5月1日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
  - ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
  - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
  - イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
  - ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
  - イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 2 国名：カンボジア 担当：人間開発部  
案件名：「国立母子保健センター拡充計画」協力準備調査  
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2013年7月上旬～2014年3月上旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。  
海外における施設設計に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年5月15日から2013年5月17日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年5月15日から2013年5月20日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年5月31日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 6月中旬
- (5) 契約交渉 : 6月中旬～6月下旬

5 業務の目的

カンボジア（以下、「カ」国という）では1970年代からの内戦の影響で、医療従事者数が激減した他、医療機材や施設が破壊され、保健システム全体が壊滅的打撃を受けた。内戦終了後は、多数のドナーが保健分野を支援したことにより、妊産婦死亡率は206/10万出生（2010年Cambodia Demographic and Health Survey:CDHS2010）と、1990年（690/10万出生）、2000年（470/10万出生）から大きく改善し、「カ」国のミレニアム開発目標（Cambodia Millennium Development Goals: CMDGs、2015年に250/10万出生）の達成が見込まれるレベルにまで達している。しかし、保健医療全般の水準は改善傾向にあることが確認されているが、周辺国と比較して依然として高い死亡率である。また、「カ」国では慢性的に医師、看護師、助産師等の医療従事者が不足しており、特に地方における助産師不足が深刻化している。妊産婦死亡は、その大半が出産前後の大量出血や合併症によるものであり、医療従事者数及びその質の強化が課題となっている。「カ」国の国家開発戦略計画（NSDP: National Strategic Development Plan）において、保健分野を優先課題と位置づけており、中でも母子保健は、保健セクター戦略計画（HSP: Health Sector Strategic Plan 2003～2015）においても最重点課題として挙げられている。

これまでに当機構では1992年3月から1995年2月までの3年間にわたり、「カ」国保健省に医療アドバイザーを派遣した。また、他機関からの支援が少ない母子保健分野の強化のため首都プノンペンに3つの機能（行政・臨床・研修）を兼ね備えた「カ」国で最大の産科病院となる「国立母子保健センター」建設にかかる無償資金協力を実施した。更に同センターの管理・運営能力、研修活動、診断・治療水準の向上を目的とし、1995年から2005年までの10年間にわたる技術協力プロジェクトを実施した。その後、現在は「助産能力強化を通じた母子保健改善プロジェクト（2010年～2015年）」を実施し、根拠に基づいた質の高い助産ケアの提供が可能となるよう、地方レファラル病院及び地方看護・助産学校での助産トレーニングシステムを強化するべく、同センターを拠点にプロジェクトを実施している。

1997年に無償資金協力にて建設された国立母子保健センター及びその後の技術協力により、同センターが「カ」国における母子保健の改善に果たした役割は大きい。2000年には未熟児の入院数は年間188人だったのに対し、2011年には418人と2倍以上に増加したが、未熟児の死亡率は2000年の60%から2011年には35%に改善した。他方、何らかの異常や緊急事態のため帝王切開で分娩した件数が全体の分娩数に占める割合は、2000年には9%だったが、2011年には26%に増加しており、近年、緊急産科ケアを含むより高度な医療サービスの提供が求められている。更には、同センターの研修部門では、建設当時、年間360名の研修生を受け入れることを想定していたが、最近では年間440名程度の研修生を受け入れている他、緊急産科ケアに関する研修等、研修コースの多様化及び研修期間の長期化への対応のニーズが生じており、施設の拡充が喫緊の課題となっている。

かかる状況のもと、カンボジア政府は、国のトップレベルの臨床・研修機関としての国立母子保健センターを強化するために、我が国政府に対して「国立母子保健センター拡充計画」の無償資金協力の実施を要請してきた。

本調査は、要請案件実施の必要性和妥当性を確認のうえ、無償資金協力案件として適切な事業計画を策定し、概略設計を行い、概略事業費を積算することを目的として実施する。

6 業務の範囲及び内容

- ア．対象地域：カンボジア国プノンペン特別市  
イ．相手国関係機関：保健省、国立母子保健センター

ウ．業務内容：

- ( 1 ) 計画の背景、目的、内容の確認及び必要性、妥当性の検証
  - ( 2 ) 先方事業計画の確認、先方実施機関の実施能力、維持管理体制等の確認
  - ( 3 ) 保健計画（当該セクターの現状、「カ」国全体の促進計画の中での本要請の位置づけ、リファラル体制と対象病院の位置づけ等）
  - ( 4 ) サイト状況調査（自然条件調査も含む）
  - ( 5 ) 他ドナーの動向及び類似関連事業に係る調査
  - ( 6 ) 機材計画調査
  - ( 7 ) 施設計画調査
  - ( 8 ) 調達事情調査
  - ( 9 ) 施工計画
  - ( 10 ) 技術支援の必要性の検討
  - ( 11 ) 無償資金協力の妥当性、範囲及び基本構想の検討
  - ( 12 ) 概略設計、施工計画/機材調達計画の策定、概略事業費積算
  - ( 13 ) 対象施設・機材の維持管理費の概算及び維持管理上の留意事項についての提言
  - ( 14 ) 先方負担事項の実施に係る提言（活動・投入計画・必要な予算・工程・プロジェクト全体の運営・維持管理・留意事項等）
  - ( 15 ) プロジェクトの成果、裨益効果、事後評価のための評価指標の検討・関連情報の収集（検査機能の内部化/外注の効果、効率性分析を含む）
  - ( 16 ) 環境社会配慮に関する影響の有無の確認
  - ( 17 ) その他特記調査事項
- \* 機材内容については、入札に対応できる仕様及び設計図書の作成が可能なレベルとする。

7 成果品等

- ( 1 ) インセプション・レポート：2013年7月中旬
- ( 2 ) 現地調査結果概要：2013年8月下旬
- ( 3 ) 準備調査報告書(案)：2013年12月中旬
- ( 4 ) 概要資料：2014年1月上旬
- ( 5 ) 準備調査報告書：2014年2月下旬

8 主要な分野及び評価対象予定者

- ( 1 ) 業務主任/建築計画（評価対象者）
- ( 2 ) 建築設計/自然条件調査
- ( 3 ) 設備計画
- ( 4 ) 機材計画（評価対象者）
- ( 5 ) 施工計画/積算
- ( 6 ) 機材調達/積算
- ( 7 ) 保健計画（評価対象者）

9 特記事項

- ( 1 ) 共同企業体の結成を認める予定
- ( 2 ) 7月末に「カ」国で選挙を予定しているため、同選挙に被らない調査スケジュールとする

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。